

一、公用出張旅費金額負擔

附帶條項

- 一、争議中の日給は會社側に於て支拂ふこと
 - 一、争議中の費用は會社側金額負擔のこと
- 赤バス従業員 争議 岡 本 部
- 飯塚市芳雄通り 日本石炭坑夫組合事務所

報告第一二五號

博多灣修築工事従業員殘業反對紛議